

知多北部広域連合公告第17号

知多北部広域連合介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例施行規則（平成29年知多北部広域連合規則第4号）第72条第3項の規定に基づき、介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者から廃止の届出があったので、知多北部広域連合介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例（平成29年知多北部広域連合条例第3号）第11条の規定により次のとおり公告する。

令和5年2月27日

知多北部広域連合長 花田勝重

1 介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者

介護保険 事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	廃止 年月日	事業の種類
23A4200185	ヘルパーセンター横根 愛知県大府市横根町狐山 97番地の3	特定非営利活動法人ネッ トワーク大府	令和5年 3月31日	介護予防訪問介護 相当サービス